

令和4年第11回教育委員会会議録

日時：令和4年10月19日（水）

午前10時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	西口晶子
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平
	委員	田村学

出席者	教育長	森昌彦
	教育次長	小宮伸介
	学校教育・人権教育担当理事	伊藤雅子
	教育事務調整担当参事（兼）	
	教育事務所調整担当参事・教育総務課長	家城 覚
	教育研究支援課長	奥田 幸伸
	生涯学習課長（兼）	
	津城跡整備活用推進担当副参事	松尾 篤
	生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）	
	中央公民館長	松永 正春

教育長 令和4年第11回教育委員会を開催します。本日の傍聴はございません。それでは、議案の概要説明をお願いします。

教育次長 本日の議案の概要でございますが、議案第33号 津市いじめ対策会議委員の委嘱について、議案第34号 津市文化財保護審議会委員の委嘱について、議案第35号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、3件の議案について、ご審議をお願いします。

詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

教育長 今、説明がありましたように、本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第33号、議案第34号及び議案第35号の議案3件です。

このうち、議案第33号、議案第34号及び議案第35号につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号、第2号及び第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 それでは、議案第33号、議案第34号及び議案第35号につきましては、非公開と決定します。

議案第33号 津市いじめ対策会議委員の委嘱について

議案第33号 非公開で開催

議案第33号 原案可決

議案第34号 津市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第34号 非公開で開催

議案第34号 原案可決

議案第35号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

議案第35号 非公開で開催

議案第35号 原案可決

教育長 それでは議事に入ります。議案第33号津市いじめ対策会議委員の委嘱について事務局から説明をお願いします。

【非公開】

教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援課長 説明

教育長 宜しいですか。はい、それでは議案第33号については原案通り承認ということとして宜しいでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 はい、御異議なきようですので、議案第33号につきましては原案通り承認いたします。

次に、議案第34号 津市文化財保護審議会委員の委嘱について事務局から説明をお願いいたします。

【非公開】

生涯学習課長 説明

各委員 質疑

生涯学習課長 説明

教育長 他どうでしょうか。それでは、議案第34号については原案通り承認ということとして宜しいでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 はい。御異議なきようですので、議案第34号につきましては、原案通り承認いたします。

次に議案第35号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について事務局から説明をお願いします。

公民館事業担当副参事 はい、教育長。

教育長 はい、公民館事業担当副参事

公民館事業担当副参事 はい、公民館事業担当副参事松永でございます。それでは次に議案第35号津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正についてご説明をさせていただきます。今回の議案につきましては、令和3年7月26日に開催されました、教育委員会協議会にて、津市河芸公民館の整備についてということで、協議をさせていただいた整備内容に基づく条例の改正となります。その後、同年8月2日に、審議会に資料提供を行い、事業を進めて参りました。それでは、恐れ入りますが議案資料3枚目となります、参考をご覧くださいませようをお願いいたします。この条例の一部の改正につきましては、河芸地域の公共施設の再編に当たり、津市河芸公民館、津市豊津公民館及び、津市黒田公民館を合わせた、新たな公民館として津市河芸公民館を整備するための所要の改正を行うものです。公民館としての需要がない津市豊津公民館及び津市黒田公民館の廃止をするとともに、河芸公民館の効率的な利用の観点から1階と2階に公民館機能を集約するため、3階にあります第3研究室、多目的室及び中会議室を廃止いたしまして、新たに1階の方に第1小会議室及び第2小会議室を整理し使用料を設定するもので令和5年4月1日から施行しようとするものです。又施行日前における使用の手続きにつきましては同公民館の使用に係る手続きに規定するもので、同年1月1日から施行しようとするものであります。資料として、新旧対照表を付けさせていただいています。以上で説明を終わらせて頂きます。ご審議の程宜しくお願い申し上げます。

教育長 はい、説明は以上でございます。はい、ご質問等ございませんか。

滝澤委員 使用料に係る改正でございますが、例えば、第1小会議室は9時から正午までのこの時間帯で、全部で390円ということでしょうか。それが1つと、それからこの算定根拠ですが、何をもちて390円とか第2小会議室260円とか、午後になると値段が高くなるとか、その算定根拠と、それからこの新しくなる施設に関して、他の施設とのバランスで値上がりしているのか、他の施設はもっと安い施設があるのか、そのバランスというか、他の施設等の比較でどうなっているのか、そのあたり聞きたいのですが。

教育長 はい、公民館事業担当副参事。

公民館事業担当副参事 はい。まず一点目のご質問で、9時から正午まで、例えば午前中ですと、この3時間で使用料の設定をさせていただいています。公民館全てそうなのですが、9時から正午まで、1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までと三つの区分けをさせていただいてまして、この間ですと、例

例えば9時から正午までですと、3時間使おうが2時間使おうが1時間使おうが、基本的に枠をお貸しするという考え方の料金設定になっております。二点目のご質問で、この金額の単価の計算方法なのですが、今回第1小会議室、第2小会議室の使用料設定にあたりましては、公民館に同様の機能を有する研修室、それから会議室というのがいくつかございます。ここのそれぞれの使用料を、平方メートルあたりの平均時間単価というのを算出いたしました。その単価で持ちまして、今回新たに第1小会議室、第2小会議室、第1小会議室38.8平方メートル、第2小会議室が23.0平方メートルとそれぞれ部屋の大きさも違います。そこに平均時間単価の3.84円、そこにそれぞれ、例えば午前中でしたら、午前9時から正午までということ、3時間になりますので単純に平均単価に面積を掛けて時間を掛けたものを使用料として設定をさせていただいております。もう一点の他の施設の比較ということなのですが、公民館の使用料というのは、そもそも合併したときの使用料をそのまま引き継いでおりますので、地域によってほとんど変化はないのですが、市内で統一的な金額の設定になっているかということそうではございません。長い公民館のそれぞれの地域の歴史の中で設定された使用料はそのまま引き継いでいるということでございます。ただ、大きく異なるという状況ではないということです。以上でございます。

教育長 はい、滝澤委員。

滝澤委員 算定根拠というのは、特に過去から引き継いでいるものから按分計算をしてという感じになるのですか。例えば、電気とか冷房とかの使用料みたいな考え方でこの単価があるわけではない、算定根拠が明確ではないということでしょうか。

公民館事業担当副参事 はい、基本的にその掛かるコストで計算してまいりますと、もっと利用料金が高額になります。それで、例えば新たな施設を設置する時に同じように料金計算するのですが、どうしてもそのコスト計算をしますとかなり高額な使用料になってしまいます。今回につきましては、社会教育施設ということもございますので、ある程度、安価な料金で市民の皆さんにご利用いただくという考え方がございますので、今までの料金設定表を参考にさせていただきながら、基本的な考え方を整理させていただくというような実情でございます。

教育長 はい、滝澤委員。

滝澤委員 値上げになるという訳ではないという考え方ですね。

公民館事業担当副参事 そうですね。今までと同様の基準でご利用いただいております。

教育長 はい、田村委員。

田村委員 料金のことで滝澤委員もおっしゃってみえたのですが、個人的にもここまでまとまっている中で、もうこれでいくってということなのだと思いますが、現場でこの10円玉を多く扱わなければならない料金体系っていうのはすごく気になります。扱う個数が増えると、最近金融機関に持っていても手数料もかかりますよね、小銭が多いほど。それはどうなのかなというのが、ちょっと払う方としても常に10玉用意してないといけない。だったら100円だったらいいのかっていう話がありますが、あまり細かくしないで大括りの方が現場の方は助かるのではないかと思います。

教育長 はい、公民館事業担当副参事。

公民館事業担当副参事 はい、ご指摘のとおり、以前はもっと丸い数字で使用料設定はされておったんですけども、消費税の改正が入った時に全て10円単位で整理をしておりますので、現状ほとんどの公民館がこういった10円単位の使用料の設定ということになっておりますので、今回につきましては、合わせて細かい計算をさせていただいており、整理をさせていただいているところでございます。

田村委員 全然認識がなかったのですが、公民館の使用料も消費税適用なのですね。わかりました。先ほどの説明で、豊津と黒田の公民館は、公民館として利用されているという実態がないので廃止と言われたと思うのですが、現状はどういうふうに使われているのですか。

教育長 はい、公民館事業担当副参事。

公民館事業担当副参事 はい、合併をした時に、河芸地域、芸濃地域、美里地域におきまして、固有の施設を持った公民館ではなく学校の体育館の一室に公民館機能を位置付けて条例設定もされて公民館というのが併設されております。その後、いろいろな経過があるのですが、実態としまして河芸の豊津公民館、黒

田公民館につきましては、社会教育施設関係団体の方がご利用されているのですが、それは学校長の判断で利用されているということで、公民館として使用申請がでてきて、公民館としてご利用されている実態が全くゼロということでございます。ただ、公民館がそこへ、例えば河芸公民館から出前で、そこで講座をするという利用はさせていただいています。その一般団体、一般利用者が使うという実態はほぼございません。ですので、本来の公民館としての機能は無くさせていただくのですが、その施設が地元の、例えば、PTAさんであるとか子ども会さんであるとかが使う時には、校長に申請いただいて、今まで通りご利用いただけるということとなります。併せまして、昨年度、地域の自治会長にご説明にあがりました際にも、こういう風な改正をしたいということで地域のご了承もいただいております。

田村委員 そうしますと、公民館という看板はなくなりますけども、地域の方にお使いいただける場所は残るということなのですか。

教育長 はい、公民館事業担当副参事。

公民館事業担当副参事 はい、おっしゃる通りでございます。各地域の各団体もご利用いただけるということです。

教育長 はい、西口委員。

西口委員 ちょっとよく分からないのですが、河芸公民館の施設が、第3研修室と多目的室と中会議室を廃止して、第1小会議室、第2小会議室っていうふうに整理をされたっていうことなのですが、3つ廃止して2つしか貸し出さないということですか。

教育長 はい、公民館事業担当副参事。

公民館事業担当副参事 はい、この施設の実態なのですが、3階に確かに3つ部屋がありますが、非常に稼働率、利用する方が少ないという実態がございます。それで尚且つ、使用者が10人以下がほとんどだということでございました。使用実態ですが、稼働率が5%、6%の状態ですので、今3階で使用しづらいというのもございますので、1階でエレベーターをご利用することなく、1階の使いやすい場所を確保させていただくので、尚且つ10人程度の方であれば十分利用可能なスペースを確保させていただいたということで、シミュレーションさ

せていただいても、今のご利用していただいている方に不自由をかけることはないということを判断をさせていただきまして、このような改正とさせていただきます。

教育長 はい、西口委員。

西口委員 ということは、もう3階は公民館の施設としてオープンにするわけではないという考えですか。

教育長 はい、公民館事業担当副参事。

公民館事業担当副参事 河芸の地域振興課の方で相談させていただいて、どのような活動があるかということで、河芸の地域振興課としましては、この地域というのは公民館もそうなのですが、防災の拠点となっております。河芸公民館、それから朝陽中学校、それから体育館と避難所が集中しておりますが、そういう避難物品を置くスペースがないということでございまして、その3階をそういった利用にしたいということでお話を頂戴しております。

西口委員 はい、ありがとうございました。

教育長 はい、田村委員。

田村委員 空いてくる3階は、また地域の方々と相談しながら活用は図っていくということでよろしいのですか。

教育長 はい、公民館事業担当副参事。

公民館事業担当副参事 はい、基本的には、地域の方々にもそういったことをしたいということで、ご説明を既にさせていただいております。地域からの課題としましては、3階からの荷物、防災物品をスムーズにどんなふうにして運び出すということでのご要望を頂戴しております。それは河芸総合支所と協議をさせていただきながら工夫をさせていただきたいと思っております。

田村委員 もう1点失礼すみません。

教育長 はい、田村委員。

田村委員 この第1小会議室、第2小会議室にする場所ってというのは、現状はどうなっているのですか。

教育長 はい、公民館事業担当副参事。

公民館事業担当副参事 はい、現在、団体事務室、或いはパソコン室という名称はついているのですが、ほぼその団体の固有の物品が置いてあるだけで、その団体の方が専用で使えるスペースとして、今まで確保させていただいているという状況ですが、利用状況もそんなにございませんし、団体の方が利用されるのであれば、公民館の部屋としてご利用していただくことも可能でございますので、そういった形での改正をさせていただいております。

教育長 基本的な考え方として、その豊津公民館と、黒田公民館は学校の中にあつたとはいうものの形の上では無くなるわけですか。

公民館事業担当副参事 はい。

教育長 無くなって河芸公民館1つにするのに、部屋とかが減るっていうのはそれは説明は本当につくのですか。つまり、河芸、黒田、豊津の3つ分が河芸に1つに集約されるわけですね。今まであつたのは、別に部屋もあるわけなのでそのまま置いておいて、プラス第1、第2会議室ということであれば、すごく話は分かりやすいのですが、今まであつたところを無くして、小さな二つにしてしまうということでそれで本当に実態は無いと思うのですが、それで地域は納得してくれているのですか。

教育長 はい、公民館事業担当副参事。

公民館事業担当副参事 これは、各地域の自治会長、それからスポーツ団体、文化団体、公民館の利用者、それぞれ代表の方に全てお話をさせていただいて、ご納得していただいております。それで、実態としましても無くなる施設についても、今まで通り皆さんご利用いただけますので、2つの公民館が無くなるからといって、その地域の方にご不便をかけるという事は無い、で、河芸公民館、今回整備させていただく、その中でしっかり活用を今まで以上に増やしていくという考え方は当然でございます。その中でも、今の3室を2つにするという事でも十分まで余裕はあるというふうに判断させて頂いております。

西口委員 おっしゃって頂いた第1小会議室、第2小会議室の位置も分かりました。ただ、3階をよく私たちが利用するのは、大きなホールでフェスティバルとか何かをするときは3階も全部使います。廃止をされても、多分あそこは物置になっているけれども、貸してと言って使えるかなと言うような判断をしまっていたのですが、そうなったら、もう別に物置というかその物品、倉庫として使用していくけれども、それが可能なのか、これは廃止までしてしまう方がいいのか、置いておいてそこで物品を入れながら貸してというときには、使えるような場所ですというふうにするのがいいのか、多分3階の稼働率って低いと思うのですが、でも使いたいときは使いたいのですよね。というところの判断をどうされるかですよ、全くここは、3階は立ち入りできませんというふうにして、廃止してしまうのかという辺りがあまりはっきりしない方がいいのかどうかと、思いながら聞いてみました。

教育長 はい、公民館事業担当

公民館事業担当副参事 3階は、防災を目的とした利活用していくということについてですね、詳しくその総合支所の方が、こうこうこんなふうを使うという具体的なプランはまだ出ておりません。全ての部屋を、全て倉庫で使うというふうな事は無いかと思っています。ただ一つ今までと違うのは、ここ3部屋については空調の方がもう既に配置をされておりません。3階を除く部分については整備をさせて頂きましたが、3階の部分については、ない状況でございます。ですので、空いていればいろいろご利用出来るかもわかりませんが、今で言うところのような環境でご利用して頂けるのかというと、またちょっと違った状況になるのかなと思います。具体的な所の利用については十分総合支所と協議をさせて頂いた形になると思います。

田村委員 ちょっと場所とか背景が分かってないので質問なのですが、この建物自体は今も教育委員会の所管の行政財産という理解で良いですか。

公民館事業担当副参事 はい、教育委員会の所管でございます。

田村委員 そうすると、今回のこの再編にはなりますけど、先程から話題の3階の組織的に言うと公民館の部分ではなくなるわけですね。でも、建物全体は教育委員会の持っている行政財産、所管はどこになるのですか。

公民館事業担当副参事 教育委員会になります。

田村委員 教育委員会の公民館担当が、公民館でなくしても3階の管理はしているということなのですね。

公民館事業担当副参事 市内たくさん施設ございますが、例えば、津の公民館でも出張所が併設されている公民館もございます。これの施設は全て教育委員会の所管になっておりますので、施設の管理、修繕等を含めてですね、そういった施設もまとめて教育委員会がやっているというのが今のルールになっています。

田村委員 そうすると極端な話、使用料を頂くルールが無くなるというくらいなのですかね、実態は。

公民館事業担当副参事 避難物品の量とかによって、そこは変わってくるかなと思います。空いていて何らかの形で一般の方がご利用いただけるのか、臨時的にご利用いただけるのかというと、そういったことも可能ではないかなというふうに思います。

田村委員 でも使用料は取れなくなりますよね。公民館使用料をなくすから。

公民館事業担当副参事 もちろん使用料を頂戴することはありません。ちなみに、今、第1小会議室、第2小会議室と使用とする部屋も、同様に条例を制定されておりましたので、無料で利用者が使えるスペースというふうになってございましたので、状況は異なりますが、同じ様にご利用可能かなというふうに思います。

滝澤委員 公民館の廃止がある訳ですが、これは豊津と黒田の公民館の廃止なのですが、公民館という看板を外すけれども、使用は今まで通りできるという事がさっきあったと思うのですが、それだったら、特に廃止する必要はないのかなという気もするし、廃止するメリットと、この改正理由なのですが、この2つの廃止される公民館の機能を合わせた新たな公民館として、河芸公民館を整備するというのが、この(2)の内容なのですが、かえって使用できる部分が少なくなってしまう、2つの公民館の機能を合わせた新たな公民館、より機能が充実するというような改正ではないような気もしないでもないのですが、それと敢えて廃止するメリット、その辺をちょっと教えていただきたいのですが。

公民館事業担当副参事 今回の公民館の整備に当たりましては、河芸公民館のまず空調を改修させていただき、トイレの洋式化も進めさせていただき、併せて

全館Wi-Fiが使えるような状況も整えさせていただきました。そういう所も含めて、今まで以上に河芸地域の中核的な公民館としてご利用いただけるよう整備の方を進めさせて頂いたことを、この3つの公民館を合わせた新たな公民館という事の説明をさせて頂いた次第です。地域の皆さまにも、そういったことで今まである公民館として中々利用されていない機能とかもございました。例えば、ベーゼンドルファーという、すごく知る人ぞ知る素晴らしいピアノがある、そういうようなことにも、新たな事業、或いは活用した新たな事業であるとか、ある地域でそういった活動を盛り上げていただきたいという風なお話も地域と共にさせて頂きながら、今回について取り組みさせて頂いております。

滝澤委員 河芸公民館の空調ですとか、今のあの整備されるというのは分かるのですが、公民館の廃止については廃止をすることによるメリットというのは何かあるのですか。

公民館事業担当副参事 確かに利用される方々にはメリットはないかなというふうには思います。ただ、公民館の施設数を減らすことには繋がっているわけです。津市の公共施設等総合管理計画の指針の中で、そういった公共施設の数は縮小していくという考え方がございます。そういった中で、一つ一つ整備して取り組むという事になっております。

滝澤委員 結果的に行政側の理由で管理する手間が省けるという事でしょうか。

教育長 まだ、学校に公民館は幾つか残っているのですでしたか。

公民館事業担当副参事 はい、まだ芸濃、美里にございます。

教育長 それももう実質、学校の中に公民館ということで残している、名前だけで残しているところは、まだあるので、そこは整備していこうという中の一つですね。実態として公民館として意識して使っているわけではなく、単に部屋を使わせてもらっているイメージであればそれは公民館ではなくて、必要だったら、校長に言って使わせてもらうということは出来ますので、公民館としては、そこは無くしていきましょうというのが一つの方向です。今言った本当の中身として機能している公民館は残していきますが、学校の中に一応便宜上有るような公民館は、もう無くしていきましょう、それが河芸が一つの対象というイメージです。

滝澤委員　そういう風に説明して頂くと非常にありがたいです。

西口委員　その改正基準のところでは新たな公民館という言葉があるのですが、これは新たなのでしょうか。例えば、併せた地域の中核的な公民館として河芸を整備するための、というふうな文言ではダメなのですか。新設するそういう感じがします。

公民館事業担当副参事　今回この再編につきましては、いろいろな協議をさせていただきながら進めて参りました。その中には、名前だけの公民館とは言え、現実問題として豊津公民館、黒田公民館を廃止するという現実がございました。それを受けて地域により理解をしてもらいやすい表現は何かということをしつかり協議を進めていく中で新たな公民館として河芸公民館を整備し、ご利用いただくという表現が一番適切ではないかという議論の基で、こういった表現を使わせていております。前回津市河芸公民館整備についてという所で協議をさせていただいた資料の中の表現、議会へのご説明につきましてもこういった表現をいままで使っておりますので、今回についても引き続き使用させていただきます。

田村委員　先程ちょっと言わなかったのですが、事務局の方から、公共施設等総合管理計画という言葉が出て来ましたので、教育長から他地域の話とか、私もちょっと記憶を思い出していたのですが、コミュニティ施設との機能の重複の問題とか、かなりかぶっていて、両方とも同じ様な場所にあるのは無駄じゃないかという議論は確かあったと思います。その先駆けとして、河芸に今、手を付けていこうということなのかなと。津市全体としての公民館のあり方という議論も確かあったと思うのですが、そこら辺との整合ですね、これ出していった時に、先陣を切っていくような形になるのか分かりませんが、他にもそういう実態が、コミュニティ施設としてしか使われてないような公民館をどうしていくのかというの、何か議論として出て来そうな気がするのですが、その辺はいかがですか。

公民館事業担当副参事　はい、公民館の整備を進めるにあたりまして、公共施設と個別施設計画が出て来ました。その運用別の計画として、公民館の整備指針というのを策定いたしました。その内、個別施設計画というものを作っております。その個別施設計画の中で、位置付けられているのが河芸公民館の取組であります。総合管理計画として出来たのちの取組として、まず公民館として整備を進めさせていただきまして、一身田の公民館の整備でございました。ここにつき

ましては、公民館だけではなく先ほどお話いただきましたコミュニティも含めて、そこを利用させていただいている人口の1,000人あたりどれくらいの面積があるのかという考え方がございまして、それを50平米以内にしようというのが津市の基本的な考え方でございます。それに基づいて、一身田につきましては50平米以上ありましたので、その施設の縮小化するという事でよりコンパクトな建物に整備をさせていただきました。続いて取組をさせていただきましたのが、橋南の公民館の整備でございます。これは子ども園の土地と共に、修成地域にあった老朽化した橋南公民館を、平成2年建ての廃園となった修成幼稚園を改修するという事でございます。ここにつきましても、全ての幼稚園施設を活用するという事ではなく公民館に必要な部分を改修し、他の空いた部分については、地域にご利用いただくという風な整備をさせて頂きながら続けております。河芸地域につきましては、公民館しかコミュニティ施設がございませんので、今回は当然整備をするに当たっては、利用実態に応じた縮小化というのが求められておりますので、今回非常に稼働率の少ない3階の部分を整備をさせて頂いて、使いやすい1階を開放するという形で計画をさせていただきました。以上です。

田村委員　そういうことを思ったので、所管は教育のままなのですかというふうに、最初にそれ以上言わなかったのですが、でもやっぱり市長部局とも連携して整備して頂いて、本当にコミュニティ施設としての機能しか残らないのであれば、いつまでも教育委員会が管理していること自体が物事をややこしくする気がしますので、そういう事も考えていただければなと思います。大家さんが教育委員会で他の人も入っている、公民館の機能も残っているという状態であればと思うのですが、先ほどの学校施設の中にあるとかそういういろいろなややこしさがあると思うのですが、日常の維持管理経費を全部持って、結局はコミュニティ施設としての利用実態という事であればその予算を一生懸命教育の方で確保しているというのも筋違いな気がしますので。

教育次長　公民館、河芸も含めてですが、担当課長の方からは公共施設の再編の中でいろいろしなければいけないというのは聞いておりまして、今回この議案をあげるにあたって12月議会の方も図っていくのですが、今日頂きました様々な観点の議論も踏まえて改めて議会の方では、きちっと説明できるように話し合いをさせていただきたいと、ありがとうございました。

教育長　それでは基本的にこの議案35号につきましては承認という事でよろしいですか。

各委員（異議なし。）

教育長 はい。御異議なきようですので、議案第35号につきましては、原案通り承認いたします。

教育長 以上で、本日の案件は全て終了いたしました。他何かございませんか。よろしいですか。はい。それでは無いようですので、これをもちまして、第11回教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。